

申立人は、平成23年3月の定年退職後に、自主的避難等対象区域（国見町）の畑の柿であんぽ柿の製造を、宮城県刈田郡七ヶ宿町の山林で原木しいたけ栽培を行い、出荷販売することを計画し準備していたが、原発事故に伴い行われた加工自粛要請ないし出荷制限指示によって事業開始前にいずれの製造栽培も断念した。そのような申立人につき、あんぽ柿については事故後の生渋柿の販売利益相当額の逸失利益（平成23年7月から令和2年3月まで）の賠償が、原木しいたけについては廃業損害（山林購入費用等の開業準備費用の約3分の2に相当する200万円）の賠償がそれぞれ認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解契約の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目に対する和解金として金317万4950円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年5月17日

(仲介委員 伊藤嘉健)

| 損害項目 | 内訳 | 対象期間 | 金額 |
|------|------------------------|-------------------------|------------|
| 営業損害 | あんぽ柿にかかる逸失利益 | 平成23年7月1日 ～令和2年3月31日 | ¥1,174,950 |
| | 原木しいたけ栽培事業にかか る廃業損害 | | ¥2,000,000 |

合 計

¥3,174,950